

(4) 自立援助ホームスタッフの意識

自立援助ホームの職員の意識については、今回十分にヒヤリングすることができなかった。初年度の訪問調査は、自立援助ホームに対してわれわれの研究に関する理解と協力を得ることが第一の課題であったので、自立支援に関する本格的なヒヤリングは次年度以降の課題としたからである。したがって今回ヒヤリングできたものは全体に対してごく一部であり、その内容を分析するにはいたっていないが、聞き取りができた範囲内で以下にその内容を列挙する。

● 自立支援についての考えと要保護年長児童の抱える困難

・現在の児童養護施設は、「高校に進学しない」＝「要保護児童ではない」という考えが前提となっており、社会的に学校ありきの青年援助である。能力・人格・無気力などマイナスを負っている子ども達、先に社会の辛酸をなめる状況である。

・自立援助ホームに来る子ども達の根底にあるのは、幼児期・学童期に大事に育てられていないことである。それによって対人間・対社会への歪みが生まれている。彼らには家庭的な裏づけが無くニートにもなれない子ども達である。彼らは権利から疎外され、忘れ去られている子ども達であると言える。

・親を喪失、または親子関係が破綻している子どもたちは、精神的な問題も抱え、一筋縄ではいかない。

・われわれは「自立」を単なる職業的自立にとらえず、関係性のなかから自立支援を図っていかうとしている。「自立」とはうまく他者に依存すること。帰る家があれば安心して失敗できる。失敗のなかで人との関わりを知ってほしい。

・「人は人によって傷つけられ、人によって

癒されていく。人の力は限りなく大きい」

・彼らに必要なのは指導より心のケアであり、ここが癒しの場になるように務めている。自立援助ホームは、指導力を前提とした自由な空間を提供する場である。ここで言う指導力とは、職員自らが身をもって示す指導である。しかし、自立援助ホームで暮らす子ども達を一番指導してくれるのは社会であり、それに上乘せして職員の側が指導することはない。あくまでも、ホームは癒しが前提である。子ども達が人にとがめられない、安心・安全に生活できるホーム作りを心がけている。また、「あるがまま」を受け入れ、大人が彼らのことを大切に見ていることを伝える関わりを大切にしている。

・自立援助ホームでは、子どもと関わる時間が増え、距離も近くなった。同じ人間が関わるのが重要だという認識を高めている。

・現実問題として自立援助ホームでの受け入れが無理な子どもがいることも事実であり、必ずしも良い結果ばかりではない。子どもの権利・安全を守ってあげられない子どもや、ホームの存在を維持できなくしてしまうような子どもなどがそれに当たる。また、子ども達自身の自立に向けた自覚も重要で、この部分はホーム側が強制するものではない。

・利用者も変化してきた。働けない子ども（仕事に身体・気持ちがついていけない）の大変さは、職員の気持ちにも反映してしんどくなってきている。以前は18～20歳くらいで大丈夫だったが、今はかかわりから5年位かかる。

・特に、女子がひとりで働き、暮らす大変さが増している。働く場所も限られている。

・建物の構造やスタッフが少ないことで自立心の高いケースしか受け入れられない。

● 自立援助ホームの課題

A スタッフの課題

a スタッフの労働条件

・暖かさを求める子どもたちに寄り添うのは体力がいる。夫婦と二人のスタッフでは厳しいので人手がほしい。

・ホームの課題は、第一にスタッフの人数の充実とメンタル面の支えが必要だという点である。また、様々なタイプの子が相手なので、十分な休息が必要である。われわれの自立援助ホームは、田と比べて恵まれているスタッフ数、給与であるにも関わらず、1日の休息もままならない現状である。

・2005年度からこれまでの法人所在地から別の場所に家を確保し、定員も縮小する。また、職員も通勤制に変わり新体制になる。バックアップ体制が必要である。

・自宅とホーム兼用で、ホーム長の家族の私生活が保障されないこと、ホーム長が病気をしたことなどから、2年後くらいをめどに後任の方をさがしているが、あらたに物件を確保すること、職員の人件費をどう確保するかなど困難が大きい。そのために、NPO法人格の取得も視野にしている。

b 後継者の養成

・中心になっていた職員が退職し、子どもたちが不安定になった。今はその職員が復帰して安定しているが、その職員は高齢で、後継者の確保が問題である。

・これまで10数名のスタッフが辞めていき、無理はきかないことを実感した。

・スタッフの育成は、一緒にやりながら伝え、教えていく、試行錯誤していく中で育てることが必要である。今は、若い人に仕事を渡すための模索中である。

・人材の充実と育成、自己研鑽が課題である。特に、人材の育成は大きな課題だと感じている。はじめは児童養護施設の延長上

のアフターケアをイメージしていたが、やり始めてすぐ考えが変わった。

B 資金的な問題

・要保護年長児童は退所後の緊急な出来事（病気入院などで働けない、学費を払えない、退所後のアパート契約上の対応など）に対応するお金が工面できず、ホームで対応せざるを得ない。

・運営費が豊富にあれば、他の措置費で運営される事業と自立援助ホームは完全に分けたい。同じような年齢の子が、制度の違いで一方は公費で遊び（行事）に連れて行ってもらえるのに、一方で夏休みもなく必死に働く子どもがおり、お互いにより影響は生まれない。

・補助金は単年度扱いであることや地方自治体の動向をみれば、今後予算を削減されることが予想され、法人努力がいっそう必要になる。

C 行政への要望

・財源不足で運営費の心配をしなければならず、安定した運営とニーズに応えるために、補助金増額、県単加算を望む。

・自立援助ホームを立ち上げた初年度の財政面で課題大きい。補助金が年度開始時に出ないので、財政的なストックがないと運営できない。年度当初に補助金を支給してほしい。

・法内施設となったことで受け入れに枠ができ、必要な子の受け入れがきつくなってきた。

・自立した子どもの家賃滞納・犯罪・妊娠・病気・高校進学などあらかじめ予想できない問題込みで補助金をプールできるようにしてほしい。制度があっても使いにくいもの（例＝アパート保証人制度は大家が了解

しないと使えない) を使いやすく工夫して欲しい。

- ・スタッフには、専門性が大きく要求されるので、行政にはそれに見合ったスタッフの生活保障を要望したい。

- ・国からの補助金については、地方自治体に支給するのではなく、直接各ホームに下ろしてほしい。両者込みだと、国の増額分地方自治体が減額してしまう危険性がある。

D 自立援助活動のあり方

- ・資金的な問題に取り組むべきである。補助金は運営費、人件費等であり、建物の改築費用返済等には充てられない。事業の発展に向け、人材育成、安定運営のための補助金獲得のソーシャルアクションを行う必要がある。

- ・ここは立ち上げの段階から小舎夫婦制という形をとらなかった。それは、大きな組織の中での小舎夫婦制は継続できるが、単独での小舎夫婦制は継続性がないからである。

- ・情報の公開と地域の中で理解者、協力者の輪を広げていくこと。医療・福祉・司法の動向を常に把握し、行政ともより良いものを目指して連携しつつきちんと発言していかなければならない。

- ・今年度から入所者の定数を増やしている。その真意は二つあり、一つは定数増による補助金額の増加である。もう一つは平成13年に県から出された「自立援助2ホームを1年ごとに一カ所、5年で五カ所」という流れを断ち切りたくないという思いがある。定数を増やすことでニーズに対応するという姿勢を表している。しかし、定数を増やしたことでそれに対応するホーム側の姿勢を問われるのも事実で、今後は「子どもを大切にする」という姿勢が薄れないよう小規模の良さを維持することが課題である。

- ・将来的にはいろいろな子どもを受け入れていく組織にすること。相談機関としての機能を含め、青少年の最後の砦としての役目を担っていかなくてはならない。

- ・全国の自立援助ホームの現状をみると、各ホーム長の力量に委ねられている場合が多い。今後後継者に委ねられたときに不安が残る。今後は全国のホームが情報・スキルなどを共有し、ネットワークを持ってあたらな対応できなくなる時期がくる。適切なソーシャルワークをするためには、社会福祉経営の視点が必要である。また、小規模なホームは密室でのソーシャルワークになりやすい危険がある。可能な範囲での情報開示やボランティアや学生の実習、見学を受け入れることで社会に対して透明性を保つことが、社会的認知度や関心を高め、利用者の利益に繋がる。また、寄付をうけることも可能になる。

- ・多くのホームは経営基盤が脆弱なため、各ホーム単位では職員研修体制、社会保障・雇用体制の整備も難しい状況にある。全国一体になってスタッフの量的・質的向上に向けて環境整備等の要望を訴えるアクションを起こすべきだと考える。

- ・自立援助ホームの一番の問題は、自立援助ホームは第2種で良いのかということである。本来第2種社会福祉事業は、電話相談や給食の配膳サービスなど利用者とは直接の接点がない福祉のはずである。生活を共にしているにも関わらず第2種であることはあり得ない。

- ・自立援助ホームが第2種社会福祉事業を選択した背景には、児童福祉の枠外も受け入れるという枠を超えた受け皿であるという考えがある。それを考えると、第2種のままで自立援助ホームの有用性に見合った補助金と子どもの権利保障が必要である。

(5) ヒヤリング担当者の感想

最後に、ヒヤリングを実施した調査員の感想の一部も掲載する。繰り返すが、このヒヤリング調査は、内容的に全体を網羅することに限界があった。したがって以下の感想もその限界の範囲内であることをお断りしておきたい。

● 法的位置づけ、法人のあり方について

・各自立援助ホームの財政難をもたらす一因に、法的位置づけと実際の事業との「ねじれ」現象がある。財政事情を厳しくしているのは、物件の確保や維持にかかわる費用の捻出や、スタッフを雇用する財源の不足である。自立援助ホームの建物やスタッフ体制は、地域小規模児童擁護施設とほぼ同様のレベルであった。しかし、法的位置づけは第二種社会福祉事業である「生活支援事業」であり、これでは住居や食事保障、24時間体制の人的保障をする財政枠組みができないだろう。実態と法的位置づけの「ねじれ」が大きい。

・NPO法人は、それ以外選択肢がないことで選んだ運営方法であるが、専任のスタッフを十分確保できるだけの財源に乏しく、理事会の負担も大きい。また、様々な立場の理事の思いが交錯し、これもまた運営が大変である。資産を持たない、また実績を公的に認められない団体を取りうるやむをえない選択である。職員の福利厚生（保険や退職金制度）や研修などについて、各ホーム単独ではできないことを全国連絡協議会などで保障してほしいと思った。

・支援者から多額の寄付を寄せてもらい活動を維持しているが、支援者も高齢化し、今後もこのようなレベルで支援していただけるか不安が残った。

・職員の専門性を支える研修等が整ってい

ない。職員の雇用、勤務条件、後継者養成に問題がある。①勤務体制が同じでありながら正職員として雇用されているものと、非常勤として雇用されているものが半々の状況。②同法人内で各施設が独立採算制をとっているため、法人内での人事異動ができない（給与体系が異なるため）③職員研修が十分保障されていない。職員採用に資格規定がない。これらは、自立援助ホームを抱える法人の課題であろう。

● 任意団体による運営に関して

・一部の自立援助ホームは、個人的な思いと仕事上の必要性に迫られて個人的にはじめたという印象を持った。実際に家屋はあるものの、人的・経済的・時間的資源が極めて限定されている。したがって、交代で泊まりに入る「下宿」として運営していくこと、そのためにこうした形態でもやっていけそうな子どもを「選ぶ」やりかたは合理性をもつ。しかしながら、「限定された」やり方でも、毎日の泊まりと必然的に発生する「相談援助」にあてる時間とエネルギーをやりくりしながら運営を続けていくことは、他の職業を持ちながらでは難しくなっていくことが想像できる。

・全国の自立援助ホームと交流する余裕もなく、活動休止に至っている自立援助ホームで、調査に伺ったわれわれに「刺激を受けた、また再開してみたい」と言われた。少数の仲間だからこそ、交流による支えあいが必要だと感じた。

・専従者を雇用できるようになることが課題。「自立援助ホーム」の認可を受けていないので運営費は寄付という形で多くを個人負担している。スタッフは「住み込み」で、休みもとれない。したがって、建物の構造上は5名まで入所可能だが、実際には1～2名が限界である。

・現在の財政状況では後継者の確保、家賃（建物）の確保が困難である。一部の志のある人、自己犠牲の出来る人だけが自立援助ホームをやっていくという図式は、あまりにも無理があると思われる。

● 職員体制について

・夫婦住み込み勤務で、実子との関わりが難しい。思春期を迎えた実子がさまざまな問題（学校不適応）をかかえ、ホームの子どもとの板ばさみになっている。これは、夫婦で住み込み勤務をしている自立援助ホームに共通の悩みである。思春期に達した子どもとメンバーとの間で、女性スタッフ（母親）は計り知れない苦悩を抱えている。夫婦住み込み制で行う場合には、女性スタッフに実子の成長にあわせた「育児休暇」あるいは「育児時間」の保障が必要であることを強く感じる。

● 自立援助ホームと関係者の連携

・課題は、県内の行政機関、児童養護関係機関・施設とどのような関係を築き、ケアの連続性を保っていくかという点だが、そこに多くの困難がある。自立援助ホームの存在を無視、あるいは個別のものとして認知しない相手に働きかけていくエネルギーは大きな負担となっている。その反面、一般市民や各種団体など社会福祉を理解する多くの人たちとの連携の輪が広がっていることは大きな収穫であろう。児童福祉の身内から阻害された結果の努力とはいえ、新しい市民の福祉参加形態として可能性を感じる。しかし、そのためのスタッフの費やすエネルギーは過大であり、スタッフの負担が大きい。

D 考察

近年の推移をみると、確実に自立援助ホームは増加してきている。この増加は、単純な数の増加ではなく、地域的な拡大、運営主体の多様化、スタッフの経歴の多彩さなどの特徴をもつ。しかし、一方で閉鎖する自立援助ホームも出現している。閉鎖理由の一つに、運営費を確保できなかった運営主体の脆弱さがあつた。その脆弱さは、閉鎖した自立援助ホームに限らず、多くの自立援助ホームのサービス環境や職員待遇の劣悪さを招いている。さらに後継者の確保が困難だという課題を抱えている。自立援助ホーム自身も、その点について危機意識をもち、様々な議論がなされようとしている。

E 結論

現在、近年設立が相次ぎ、自立援助ホームが増加していることは、これは、おそらく多くのニーズがあることを物語っているのであろう。しかし、要保護年長児童の自立を支援するための安定した運営をする体制は不十分であり、そのための財政保障が求められている。

補助金の増額を困難にしているのは、実際の事業内容と法的位置づけの「ねじれ」があるからである。この現状を踏まえれば、次年度の課題である「自立支援内容」を分析する際に、このような運営実態がどう影響するかという分析視点が必要である。

表4 自立援助ホームの職員数

	定員	常勤職員	非常勤職員	ボランティア (※1)	その他(備考)
憩いの家	18	7		1	3軒分を合わせた数
新宿寮	20	5	2		男性5女性2
清周寮	20	4	2		
双葉ホーム	6	3	4		非常勤のうち宿直のみ1調理1
ミカエラホーム	6	3	1	1(宿泊ボラ)	
せんだんの家	10	3	1		常勤1は現在欠員
慈泉寮	10	2	1(調理スタッフ)	1(ホーム長で他職と兼任)	
あすなろ荘	6	2	2(宿直スタッフ)		ホーム長は兼任でボランティア
島添ホーム	10	1	2	1	分園型自立訓練事業と兼任スタッフ
鳥取フレンド	12	2		1	ホーム長は兼任でボランティア
ふじえホーム	6	1	2	1	非常勤1は兼任
人力舎	6	1	2		
カーペディエム	6	1	1	2	
ピアホーム	6	2	(2)		非常勤職員は予定
ベアーズホーム	6	1	3(ホーム長含)		非常勤1は事務専任
風の家	6	0	3	2	
星の家	6	1	2	1	非常勤のうち1人は事務+宿泊
ふきのとう	6	1		1	
自立援助の家	6	1			常勤で無給
元気さん	6	1		1(兼任)	
デンマーク牧場	6	4			他事業兼任スタッフ
岡田ホーム	5	1	1	1(ホーム長)	
天神ホーム	5			5(※2)	他に食事ボラあり

※ 1 有償ボランティアのみ

※ 2 全員無償ボランティア

※ 夫婦住み込み体制

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合科学研究事業）

分担研究報告書

地域小規模児童養護施設の運営体制と入退所児童の実態
2005年度地域小規模児童養護施設基礎調査結果報告

分担研究者 山田 勝美（長崎純心大学）

分担研究者 潮谷 恵美（久留米大学）

○報告要旨

本論では要保護年長児童の自立に関する研究の一環として、全国の地域小規模児童養護施設に限定した実態を把握し、要保護年長児童の支援の場として地域小規模児童養護施設の実態や今後の展開の課題を析出することを目的として悉皆調査を行った結果を報告する門である。

全国 80 施設の地域小規模児童養護施設に対し、平成 18 年 3 月にアンケート調査を依頼し、実施した。質問項目は、①運営面、②入所児童の状況、③退所児童の状況、自由記述（中学卒業後で学校に在籍していない児童、もしくは 18 歳以上の者を受け入れることの可能性及び受け入れのための条件もしくは困難さ）によって構成した。全 80 施設のうち、辞退があった 1 施設を除いた 79 施設を調査対象として 53 施設から回答を得た。回収率は 67.1%である。調査結果から常勤職員 2 名、または 3 名としている施設が大半を占め、幼児から中学生、高校生の年齢幅の広い児童を抱え、各施設でハード面の施設建物や個室の広さ、部屋数の条件は所与の物としてふまえた上で、その状況をもとに「プライバシーの確保」などの援助方針の具体化につながる住まい方や部屋の工夫によって居住空間が創られている実態がうかがえた。退所児童については学歴として、高校卒が最も多く、16 名（44.4%）であった。退所理由は「就労」で 17 名（48.8%）と約半数であった。退所児童の支援の必要について、「必要」が 2 名（5.6%）、おおおいに「必要」が 19 名（52.8%）と何らかの支援が必要だと判断されている退所児童が 6 割弱いることがわかった。結果からいかに地域小規模児童養護施設に「期待される効果」発揮できるかは生活環境全体、あるいは環境の一部における居住空間での住まい方とおして、経験される児童と職員の生活の中での関わりや体験の積み重ねによって重層的に実感されたり、体得されたりしていくと思われる事柄であることが推察された。

また、中卒で学校に在籍していない児童もしくは 18 歳以上の児童を受け入れることは可能だと思われるかどうかという設問への回答の多さと内容に、本設問に提示した状況に対する各施設の問題意識の高さが伺えた。

以上の回答から対象児童や在籍児童の個々の状況や相互の関係性、現在の職員体制や生活環境の厳さ、「地域小規模児童養護施設」の機能や目的に照らすと「受け入れ」にはさらに援助体制、援助内容、環境、財源等の拡充が必要になること、措置入所状況などがその判断に影響することが明らかになった。

本調査では地域小規模児童養護施設の概要をある程度把握できたのではないかと考える。今後の課題は引き続き、地域小規模児童養護施設における援助内容の検討を行うことにある。

A. 調査目的と方法

1. 調査目的

地域小規模児童養護施設は、地域において近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境のもと生活体験を積ませることで子どもの社会的自立を促進するべく国が平成 12 年に制度化したものである。

地域小規模児童養護施設に関する調査・研究を始めて行ったのは高橋利一等（2002）であった。ただし、高橋等は、「児童養護施設における生活単位の小規模化・地域化」に関して調査を行っている。つまり、本調査・研究では、調査対象施設としては、「本園施設敷地外の地域に分園（ホーム）をもち、小規模な児童集団で養護を実践している施設」となっている。したがって、地域小規模児童養護施設に限定してその現状を明確にしたというものではない。

次に調査・研究を行ったのは庄司順一等（2003,2004）であった。ただし、庄司等においても、地域小規模児童養護施設のみを調査対象にするのではなく、「児童相談所の措置として、比較的少数の児童を一定の居住環境のもとで養育するファシリティ」をグループホームと定義し、これに該当するすべてを調査対象にしている。ここでは、地域小規模児童養護施設は、施設分園型グループホームとして位置づけられている。この分園型には、分園型自立訓練事業の対象になっている児童も含んでいる。ゆえに、本調査では、主に、運営体制と入所児童の状況をふまえ、その課題を整理しているが、地域小規模児童養護施設に限定しているわけではないので、地域小規模児童養護施設の現状については判別できない。ちなみに本調査においては、19 の地域小規模児童養護施設の回答がよせられている。

このように地域小規模児童養護施設を含めたグループホーム全体の調査・研究は存在するが、国が制度として認めた地域小

規模児童養護施設に限定した調査研究はいまだ存在していない。したがって、全国の地域小規模児童養護施設を利用する子ども達やそこで働く職員の全体像のみを示す詳細な統計的データは、現時点では存在していないと言ってよい。そこで、今年度の研究課題のひとつとして、要保護年長児童の支援の場として想定できる地域小規模児童養護施設の実態や今後の展開の課題を析出することを目的として全国の地域小規模児童養護施設の全体像を把握するための悉皆調査を行った。

2. 方法

まず平成 17 年 11 月段階の全国の地域小規模児童養護施設の設置状況を確認するため、全国社会福祉協議会児童養護施設協議会（以下、全養協）に確認依頼を行った。全養協の協力により、平成 17 年 11 月段階で 80 施設の地域小規模児童養護施設が存在するというデータをいただいた。

この状況調査をふまえたうえで、全国 80 施設の地域小規模児童養護施設に対し、平成 18 年 3 月にアンケート調査を依頼した。

なお、質問項目は、①運営面（開設年、立地場所、所有状況、物理的環境、職員体制、人的・経済的支援状況、定員、対象となる児童の規定）、②入所児童の状況（人数、現員、年齢及び性別、入所の直前の状況、入所理由、障害の有無、問題行動）、③退所児童の状況（人数、年齢及び性別、入所時の年齢、学歴、退所理由、退所先、支援の必要と内容）、自由記述（中学卒業後で学校に在籍していない児童、もしくは 18 歳以上の者を受け入れることの可能性及び受け入れのための条件もしくは困難さ）によって構成されている。

II. 結果

1. 回収率

80 施設の調査対象施設のうち、1 施設からは、地域小規模児童養護施設を行っていないという返答をいただいた。そこで、79 施設を調査対象とし、53 の施設から回答を得た。回収率は 67.1%である。

調査記入者

今回の調査に協力していただいた職員の方の属性は男性が 21 名 (39.6%) で、女性が 30 名 (56.6%)、無記入が 2 名 (3.8%) であった。

2. 調査内容

(1) 運営体制について

開設時期

開設時期であるが、平成「15 年」、「16 年」、「17 年」がそれぞれに 11 施設 (21.2%) であった。「12 年」は、7 施設 (13.5%)、「13 年」は 8 施設 (15.4%)、「14 年」は少なくとも 3 施設 (5.8%) だった (図 II-2-1)。

「15 年以降」は安定した伸びを示している。「18 年」が 1 施設であるのは、調査時期が 18 年 3 月であったことによるものと思われる。1 施設のみ、「昭和 52 年」と明記されていた施設があり、これは開設時期ではあるのだろうが、地域小規模児童養護施設として認可された年度ではないので、無回答とした。

本体施設からの立地場所

本体施設からの立地場所は、28 施設 (52.8%) が移動手段として「車」、24 施設 (45.3%) が「徒歩」であらわされていた (図 II-2-2)。本体施設からの時間は、「車」の場合、最も近いのが 2 分で、「徒歩」の場合は、0.5 分だった。逆に最も遠いのが、「車」の場合 30 分、「徒歩」の場合は、15 分だった。平均すると、「車」で 11 分、「徒歩」で 6.2 分だった。1 施設のみ無記入であった。

所有形態

施設の所有形態は、「自己所有」は 18 施設 (34.0%) であり、「賃貸」は 35 施設 (66.0%) であった。「賃貸」の方が約 2 倍という結果であった (図 II-2-3)。

「自己所有」の場合の物件の確保については、「新規購入」が 9 施設 (50.0%) で最も多かった。次が、「その他」の 5 施設 (27.8%) であった。この 5 施設の内容は、「土地の寄付を受け建設」「補助金による整備」「補助金による新築」「賃貸後購入」「職員の自宅」であった。なお「もともと所有」していたのは 3 施設 (16.7%) だった。無記入は 1 施設であった。「自己所有」の場合、購入金額の最高は 6500 万円で、最低は 1750 万円だった。平均は、3787.9 万円であった。

賃貸の場合の月単位の借用料は、最高は、31 万で最低が 0 円だった。0 円とは、無料貸与という場合であるが、これが 3 施設あった。借用料の平均は、81592.4 円であった。

敷地と児童の居室の割り当て

敷地

敷地面積の最大は、773.85 m²であり、最小は、89 m²であった。規模としては、「100-200 m²」が 4 割近くを占めていた。平均値は、248.15 m²であった (表 II-2-1)。

居室

居室面積の最大は、151.48 m²であり、最小は、29.7 m²であった。規模としては、50 m²未満の割合が最も多く、33.9%であった。平均値は、79.29 m²であった。最も少ない割合は、150 m²以上の 7.5%であった。

ただし、居室面積が敷地面積とほぼ同数という答えがいくつか散見され、「居室」面積ではないのではないかと類推されるもの

もあった。ゆえに、この平均値は、そうした意味合いの答えも含まれていることを加えておく（表Ⅱ-2-2）。

さらに、居室について、部屋数や居室割り当ての内容、現在居住している児童の状況について回答を求めた。

居室の部屋数は3部屋から6部屋であった。同じ部屋数でも、施設によって一つの部屋の広さの違いや、同室児童の人数、組み合わせなど様々な形態があった（表Ⅱ-2-3）。同室の児童の組み合わせは、年齢の相違や、男女別、きょうだい関係、全体の年齢構成等によって決められて入れていることがうかがわれた。在所児の性別ごとの状況については男子のみ、女子のみの在所児の施設はそれぞれ4施設あった。

男女ともに生活している施設では、ほとんどの施設が同室児童は同性としていたが、きょうだい同士の児童、年少の児童については異性と同室になっている場合もあった（表Ⅱ-2-4）。

いずれにしても、各施設ではハード面の施設建物や個室の広さ、部屋数の条件は所与の物としてふまえた上で、その状況をもとに「プライバシーの確保」などの援助方針の具体化につながる住まい方や部屋の工夫によって居住空間が創られている実態がうかがえた（表Ⅱ-2-5）。

地域小規模児童養護施設の生活における工夫や期待している効果について回答を求めた結果を内容の類似性によって分類したところ、大きくは以下の六つがみられた。

① 団らん、交流、家庭的雰囲気を経験できる

内容・具体的な工夫の場所はリビングや台所、他に建物や設備以外に花やテレビを意図的におくことなどがあげられていた

② プライバシーの確保

内容・複数の児童同室でありながらカーテン等で個別の空間を仕切り、確保することや個別の持ち物、個々にあう壁紙などによる工夫があげられていた

③ 自立に役立つ体験、家庭と同じ体験
内容・料理がしやすい設備や備品、ベランダの設置、一般的と思われる家と同じ部屋位置や設備。

④ 集団での暮らしを成り立たせる
-収納場所の工夫、トイレや浴室などの複数配置、住まいの死角をなくす配慮、見渡すことが可能なリビング配置や吹き抜けの利用。男女別の居室階の使い分けなど。

⑤ 個別の特別なニーズへの配慮
内容・シックハウス防止の建材、音楽好きな児童への楽器設置、心理治療室、ペットを飼うことを配慮した部屋の作りなど。

⑥ 本園との連携を強化する、可能にする
内容・交通手段の確保のために車を確保や本園にごく近い場所確保など。

職員体制

職員体制に対して、「夫婦制」をとっているかどうかの回答では、「夫婦制をとっている」は3施設（5.7%）であり、残りの47施設（88.7%）は夫婦制ではなかった。無記入が3施設（5.7%）あった（図Ⅱ-2-4）。

勤務形態は、全員「通勤」が最も多く、29施設（54.7%）であった。その次が「住み込みと通勤の組み合わせ」であり、20施設（37.7%）。「全員住み込み」はわずか4施設（7.5%）であった（図Ⅱ-2-5）。

常勤職員の人数としては、「2人」が最も多く、27施設（50.9%）であった。次が、「3人」であり、21施設（39.6%）であった。「1人」という施設と「4人」という施設

設がそれぞれ 1 施設 (1.9%) あった。なお、無記入が 3 施設あった (図 II-2-6)。

職員の年齢は、最も若い人が「21 歳」であり、最も高齢な人が「62 歳」であった。年齢階層別の構成は表 II-2-6 のとおりである。20 代が最も多く、次が 30 代であり、この両方で約 7 割を占める結果となった。

性別としては、「女性」が 84 名 (69.4%)、「男性」が 34 名 (28.1%) であり、女性の方が男性の 2.47 倍であった。なお 3 名 (2.5%) のみ無記入があった (図 II-2-7)。

質問項目にはなかったが、職員の性別による組み合わせのパターンを分析した。すると、最も多かった組み合わせは、「女性のみ」で 19 施設 (35.8%) であった。次が、「男女 1 名ずつ」で 15 施設 (28.3%)、その次が「男性 1 名、女性 2 名」のパターンでこれが 9 施設 (17.0%) だった。「男性 2 名、女性 1 名」のパターンは、4 施設 (7.5%) で、なかには男性職員のみ施設が 2 施設あった。この施設は男性のみの児童の受け入れを行っている施設であった。なお、無記入は 4 施設あった (図 II-2-8)。

職員の資格については、複数の資格を有している者もいた。最も多い資格は、「保育士」で 57 名であった。次に多かったのが、「児童指導員」で、34 人であった。以降が、「社会福祉主事任用資格」16 名、「社会福祉士」12 名、「教職」10 名であった。特にないという人は 3 名いた。なお、無記入が 1 名であった (表 II-2-7)。

職員の配置としては、保育士が最も多く、58 名 (47.9%) であった。次に多かったのが、児童指導員で 50 名 (41.3%) であった。そのほかとしては、「その他」が 2 名 (1.6%) あり、その内訳としては、調理員 1 名、被虐待児個別対応職員 1 名だった。なおファ

ミリーソーシャルワーカーは 1 名であった。なお、無記入は 10 名であった (図 II-2-9)。

経験年数は、最も短い人が、0.1 ヶ月であり、最も経験の長い人は、37 年であった。内訳をみると、5 年未満の人が約半数である。比較的若い職員が従事していることがわかった (表 II-2-8)。

前職については無記入が、50 名で全体の 41.5% であった。記述していただいたなかでの結果は以下の表のとおり、最も多かったのが「なし」の 21 名であった。次が「本体児童養護施設」の 18 名であった。つづいて多かった種別は、「他の社会福祉施設」で、15 名であった。「他の社会福祉施設」の内容は、「保育所」が最も多かった。また、「福祉関係以外の一般職」に就いていた方も 11 名おられた。なお、職種ではなく、「児童指導員」といった資格等の記述があったものを「判別困難」として分類した。また、「無記入」であったものが多かった (表 II-2-9)。

前職の経験年数については無記入が大半を占めた。記述していただいた方の中では、前職の経験年数が全くない人から、最も長い人で 34 年だった。段階別にみると、5 年未満が多いという結果になった (表 II-2-10)。

非常勤職員の配置については「いる」と答えた施設が 28 施設 (52.8%) であり、「いない」が 22 施設 (41.5%) であった。回答なしが 3 施設 (5.7%) があった (図 II-2-10)。

非常勤職員が配置されている場合、その人数は、「1 人」が最も多く、15 施設 (28.3%) であった。全体の 30% 弱の施設には非常勤が 1 名はいることがわかった。次いで、「2 人」が 8 施設 (15.1%)、「3 人」が 5 施設 (9.4%) であった (図 II-2-11)。

非常勤職員の年齢としては、最も若い人が18歳（大学生）であり、最も高齢の人は68歳であった。年齢層としては、50代、60代で4割弱を占めている。これは常勤職員との比較や組み合わせについても検討する必要がある（表Ⅱ-2-11）。

非常勤職員の性別は、「男性」が8名（17.0%）で、「女性」が39名（83.0%）と女性が圧倒的に多かった（図Ⅱ-2-12）。

非常勤職員が他に仕事をもっているか、所属はどこかを尋ねたところ、「なし」が最も多く、21名（44.7%）だった。所属についての記述の中で学生が最も多く、「大学生」、「大学院生」や「専門学校生」をあわせると9名になり、これが非常勤全体の約2割である。他には、調理師や主婦、会社員がみられた。質問の仕方が悪かったため、非常勤職員としての所属として「宿直保育士」と答えられたと思われる回答がみられた（表Ⅱ-2-12）。

非常勤としての業務についてはKJ法を用いて分類してみた。ほとんどの場合、食事や掃除、洗濯といった家事援助を行っている。常勤と同じ場合もあるようだが、保育士の補助的に行っている場合の方が多く記述がみられた。また、宿直も行っている場合があることがわかった（表Ⅱ-2-13）。

本体施設との関係について記述を求めた結果、1 宿直／夜勤補助 送迎補助 夕方勤務補助 サポート訪問 勤務休み保障 緊急対応など、児童の生活援助を行う職員の代替やサポートの役割を本園職員が出向いてきて担うこと、2 寄付物品 衣類、雑貨、食材など物品等を本園と同じく分ける、3 スーパーバイズ、検討会など児童／家族への対応への助言や指導をうけるなど、理解の共有化を図る機会をもつこと 3 金銭管理 事務処理（運営費）

など限定的な業務負担の代替、4 本園と同じ行事に参加など 児童の参加機会の提供、5 心理職などの治療的関わり 児童の話を聞いてくれる 心理士などの専門職による援助の提供 があげられていた。

定員

定員については、「6人」とした施設が44施設（83%）であったが、本体施設の定員数に加えて答えてくださった施設が6施設あった。なお、無記入は3施設であった。

入所の対象となる児童

入所児童の対象年齢の設定については、31施設（58.5%）が「年齢では対象を決めていな」かった。19施設（35.8%）は年齢を設定していた。無記入が3施設あった。

年齢を設定していた場合の組み合わせとして、大別すると、2歳もしくは3歳から入所させる場合と6歳もしくは7歳といった学齢期から入所させる場合（1例のみ中学校から）とに分けられるようである。退所の年齢設定は、学童期のパターンの部分のみで、小学校年齢に限定していたことがわかった。加えて、1施設のみ20歳であった。他は18歳であり、ほぼ同じであった（表Ⅱ-2-14）。

また、入所対象を性別によって決めているかどうかの設問に対しては、男子のみ、女子のみがそれぞれ4施設（7.5%）だった。残りの42施設（79.2%）は、男女ともに受け入れていた。無記入は3施設である（図Ⅱ-2-13）。

入所の対象とする児童の状況で（複数回答）、最も多かったのが、「家庭復帰が困難で長期入所が予測される児童」（51施設、96.2%）であった。次が、「被虐待児」（30施設、56.6%）であった。他は、「早期の家庭復帰が見込まれる児童」（4施設、7.5%）、

「中学校卒業後で学校に在籍していない児童」(2施設、3.8%)、18歳以上の児童(1施設、1.9%)であった。

また、その他が12施設(22.7%)あった。このなかには、「家庭経験の少ない児童」等①の「家庭復帰が困難で長期入所が予測される児童」と関連した表記がみられた。

この結果から、家庭復帰が困難で長期入所させている場合がほとんどであるが、6割近い割合で虐待を受けている児童を入所の対象にしていることがわかった(図Ⅱ-2-14)。

入所の対象とする児童に対して、小規模児童養護施設における生活がどのような効果をもたらすかについての間に25施設からの記述があった。回答施設の対象児童は複数の内容に回答していたため、対象別にかかわらず共通した援助の効果と解釈ができることが推察された。特に、多くの施設から個別、一対一のケアがしやすいことから本人の安定や援助ニーズへの対応や必要に応じた個別的なケアができやすい環境に関する記述がみられた。

(2) 現在の入所児童の状況 入所児童の状況

53施設のうち、45施設(84.9%)に「6人」の子どもが入所していた。ほぼ8割弱の施設が入所定員の児童を入所させている。7施設(13.2%)については、「5人」であり、1施設(1.9%)のみが「7人」であった(図Ⅱ-2-15)。

次に、入所児の現在の年齢は、312名の児童のうち、最も年齢の低い児童が2歳であり、最も年齢が高いのが19歳であった。通学状況別の比率としては、「小学校」が最も多く、149名(47.8%)と約半数だった。次に多かったのが「中学校」で74名

(23.7%)。「高校生」は58名(18.6%)だった。「就学前」が29名(9.3%)で、19歳の児童が2名(0.6%)いた(図Ⅱ-2-16)。

現在の入所児の性別は、男子が147名(47.1%)であり、女子が165名(52.8%)と、少しだけ女子が多かった。(図Ⅱ-2-17)

児童の入所直前の生活の場は、「本体施設」が最も多く、68.5%であった。今回の調査では、7割弱の児童が本体施設から移動してきていたことがわかった。次に多かったのが乳児院(9.0%)であった(図Ⅱ-2-18)。

入所理由(複数回答)は、最も多かったのが「父母の養育能力の未熟さ」(63名、20.2%)だった。その次が虐待で、59名(18.9%)、「父母の死亡・行方不明」(56名、17.9%)であった。親の養育能力が未熟、虐待、行方不明等、長期入所が想定される場合が入所理由としてあらためて多いことがわかった。入所児童の背景に両親の不在があり、家庭体験が必要な児童が入所していることがあらためて確認された。

さらに、「父母の精神疾患」も11名、9.6%と1割弱みられた。なお、無記入も7名(2.2%)あった(図Ⅱ-2-19)。

児童の障害の有無は特になしが84.9%であり、有ったものは、47名(15.1%)であった(図Ⅱ-2-20)。このなかで最も多かったのが「知的発達の遅れ」(30名、63.8%)であり、次が軽度発達障害(15名、31.9%)であった。身体障害及びその他が1名(2.1%)ずつだった。なお、知的発達の遅れと軽度発達障害を重複している児童が3名いた。

現在の問題行動としては、「なし」が

84.2%と多くの子どもが安定した状況にあることがわかった。問題の「ある」とされた子どもは、48名(15.8%)であった(図Ⅱ-2-21)。

その内容は①関係性レベルのもの、②行動レベルのもの、③本人自身の特性に分類された。対人関係のなかでは、愛着障害が、行動面では、暴力や暴言を含む攻撃性が、本人の特性では、情緒の不安定さ及び発達障害面での課題があることが理解された(表Ⅱ-2-15)。

(3) 退所児童の状況

ここ1年間(平成17年3月から平成18年3月まで)に措置解除になった児童はいるか尋ねたところ、「いる」が52.8%(28施設)と約半数近くの施設で退所児童がいたことがわかった(図Ⅱ-2-22)。

退所児童の人数は、1人が最も多く、21施設(39.6%)であった。その次に多かったのが2人で6施設(11.3%)であった。3人は、1施設(1.9%)のみであった(図Ⅱ-2-23)。

退所児童の詳細について、以下、退所児童36名の回答から得られた。

退所児童の性別は、男子が16名(44.4%)で、女子が19名(52.8%)と女子の方が若干多かった。なお、無記入が1(2.8%)あった(図Ⅱ-2-24)。

退所時の年齢では最も多いのが、高校生段階であり、これが6割を占めている。このうち、18歳、高校卒業時が19名(50%)となっている。次に学童と中学が同数であり、13.9%であった。ちなみに、19歳以上とは、20歳を指している。また、無記入が1名(2.8%)あった(表Ⅱ-2-16)。

また、退所児童の入所時の通学状況によ

って分類した年齢については下の表をみると、各層にごとにちらばっていることがわかる。なお、無記入が2名(5.6%)あった(表Ⅱ-2-17)。

退所児童の学歴は、高校卒が最も多く、16名(44.4%)であった。次いで、その他が6名(20.6%)で多く、これは小学校及び中学在籍・小学校卒を意味している。次が高校在学中で5名(13.9%)、高校中退3名(8.3%)、中卒及び専門学校等卒が1名(2.8%)の順だった。「専門学校中退」はいなかった。また、無記入が4名(11.1%)あった(図Ⅱ-2-25)。

学歴の部分の「その他」の6名のうち、5名が小学校在籍もしくは小学校卒である。このうち、2名は里親に措置されていた。ちなみに、6名中他の4名は、他の児童福祉施設が1名、家庭復帰が3名であった。

退所理由は、複数の理由が重複している場合があるので複数回答となった。(N=41)最も多かったのが「就労」で17名(48.8%)と約半数である。次が、「家庭環境改善」で8名(19.5%)だった。次いで、「進学」、「不適応」、「その他」がそれぞれ3名(7.3%)だった。その他の内訳は、すべて措置変更であった。子どもの強い希望による退所も2名(4.9%)みられた。なお、無記名も1名(2.4%)あった(図Ⅱ-2-26)。

不適応と判断された3名の場合、1名は、小学校在籍中に他の児童福祉施設に措置された事例であった。次の1名は、高校を中退し、本人の強い希望で就労した事例である。最後の1名は、高校在学中に不適応を起こし、児童自立支援施設に措置変更された事例であった。ちなみに、もう1名の強い希望による退所とは、高校中退で家庭復帰している事例だった。

退所先は、家庭が最も多く、13名(36.1%)だった。次いで多かったのが、自立(アパート)で10名(27.8%)、自立(住み込み)6名(16.7%)であった。その他は5名(17.6%)だった。このうち2名は里親だった。その他としては、精神障害者施設が1名、児童自立支援施設1名がみられた。他の児童福祉施設は2名(5.6%)だった。「本体施設」及び「消息がつかめない」は0であった(図Ⅱ-2-27)。

退所児童の支援の必要について、「必要」が2名(5.6%)、おおおいに「必要」が19名(52.8%)と何らかの支援が必要だと判断されている退所児童が6割弱いることがわかった。逆に、「あまり必要ない」が6名(16.7%)、「必要でない」も7名(19.4%)であり、合計すると全体の36%は支援が必要ないと判断されている。残りが、「どちらともいえない」で、6名(16.7%)であった。また、無記入が1名(2.8%)あった(図Ⅱ-2-28)。

退所児童への支援内容(複数回答)としては、電話連絡が24名(43.6%)と約4割を占めた。次いで家庭訪問9名(16.4%)だった。手紙も9名(16.4%)だった。その他が4名(7.3%)だった。(図Ⅱ-2-29)。

自由記述：高齢児で在学でない児童の入所

中学卒業後で学校に在籍していない児童、もしくは18歳以上の者を受け入れることは可能かどうか、また、それらの児童たちの受け入れのために必要なこと、もしくは受け入れを困難にしていることについて自由記述で回答を求めた。

記入があったのは53施設のうち、48施設であった。

何らかの条件や、対象の限定を加えつつ「可能」と記述があったのは22施設であった。その中で、実際受け入れている、も

しくはかつて受け入れたという施設は2施設であった。いずれにしても受け入れ「可能」な状況は、以前に当該施設で生活した経験のある児童であることなど対象の限定や、職員配置状況の改善、住環境の改善等何らかの条件があることが示されていた。

また、受け入れが「不可能」や「困難」としていた17施設あった。困難にしている理由については、地域小規模児童養護施設の目的に照らしての判断や、通学している児童との生活スタイルの違いがあること、職員の人数や技術がより求められること、本体施設で認められていない、措置児とならない、「自立援助ホーム」入所が適していると思われるということ等があげられていた。

さらに、「可能」、「不可能」のどちらかの明記はないが、「受け入れについて」の意見や希望、受け入れに関わる現状等を述べている施設が9施設あった。

Ⅲ 考察

1. 運営体制

立地場所としては、徒歩で6分程度といった比較的本体施設に近接している場合が多いと推察された。所有形態としては、賃貸の方が多かった。

勤務形態としては、通勤もしくは住み込みと通勤の組み合わせでほぼ9割であった。20代、もしくは30代の女性がほぼ2名もしくは3名で子どもたちと生活しているというのが全体像であろうか。半分の施設では、非常勤が配置され、常勤が若いこともあるのか、50代、60代の方が家事援助的な役割を担いサポートしている。逆にいえば、半分の施設では、そうしたサポートも得られず、常勤のみで対応していることになる。

こうした状況にあって、いかに家庭的な機能を工夫して作りだしているのだろう

か。

総じて、地域小規模児童養護施設で「期待される効果」は生活環境全体、あるいは環境の一部における居住空間での住まい方をおして、経験される児童と職員の生活の中での関わりや体験の積み重ねによって重層的に実感されたり、体得されたりしていくと思われる事柄であることが推察された。

対象児童についてであるが、年齢設定においては、ほぼ設定していない場合がほとんどであるが、一部学童期に入所させている一群があることが興味深かった。性別でいっても、「家庭には男女がいるのが普通」ということと関係しているのか、男女どもの受け入れが8割であったが、男女別々にしている一群もわずかながら存在した。

制度的に言えば、長期入所が想定される場合が多かったのは当然であるといえるが、虐待を受けた子どもを積極的に入所させていることがわかった。虐待を受けた子どもには小規模のケアが適していると考えられているためであろう。

2. 入所児童の現状

入所している児童としては、学童期が中心でこれに中高生及び幼児が加わるといったかたちになっている。

入所のパターンは、7割弱が本体施設からであるが、一度入所させた後に、子どもの状況をみて長期入所が想定される児童を優先的に入所させているのだろうか。その地域小規模児童養護施設への移行の判断と子ども自身への働きかけをどうしているのか、今後明らかにできればと思う。そうしたなかにあって、乳児院からの入所が一部パターンとして存在していることがわかった。おそらくは、長期入所が想定される場合なのだろう。

障害の有無であるが、特にない場合が

85%であるが、知的障害、そして、発達障害を抱える子どもが全体の4.8%存在していた。

また、問題のある子どもも全体の15%弱であった。被虐待児を入所させている割には少ないと思われる結果である。ただし、問題の内容は、被虐待児固有の愛着障害であったり、攻撃性といった課題が存在していた。

3. 退所児童

退所児童の状況で興味深かった点は、退所時の年齢である。長期入所を想定しているのであれば、高校卒業と同時に退所といったパターンが考えられるが、未就学や学童期に家庭復帰している事例が存在した。予期しない家庭復帰だったのか、そもそもが家庭復帰も予測できていたのかはわからないが、このような傾向をどう考えるかに留意したい。

ある地域小規模児童養護施設を運営している職員へのヒアリングでは、「親が地域小規模児童養護施設の方にスティグマを感じにくいので、関係形成がとりやすい」という話を伺った。こうした可能性も存在したのかもしれない、検討課題にあげられるだろう。

4. 中卒で学校に在籍していない児童 もしくは18歳以上の児童を受け入れ

中学卒業後で学校に在籍していない児童、もしくは18歳以上を受け入れることは可能だと思われるかどうかについて自由記述に対する回答では、記入の多さと内容に、本設問に提示した状況に対する各施設の問題意識の高さが伺えた。

記述された回答を「可能」、「不可能」、「可能不可能の記述なし」に分類した上でいずれの場合においても記述の内容として共通

にみられる傾向を分析すると 1 対象児童や在籍児童の個々の状況や相互の関係性によって、受け入れの困難または可能となる要因になりうること（対象児童の状況はそれ以前からの継続入所か否か、児童のやる気や目的意識等の有無や心情、障害等による自立支援における特別な援助の必要性など）、2 現在の職員体制や生活環境では「受け入れ困難」な状況となりうるほど、厳しい条件で現在の援助がなされていること、3 「地域小規模児童養護施設」の機能や目的に照らすと、「受け入れ」にはさらに援助体制、援助内容、環境、財源等の拡充が必要になること、4 措置入所状況か否かの条件 という点が検討課題として確認できた。

IV まとめと今後の課題

今回は地域小規模児童養護施設の概要をある程度把握できたのではないかと考えられる。本体施設の連携のもと、縦割りの男女混合をとりつつ、施設環境に工夫を行いながら、安定したかわりを行えているのではないかという全体像が推測された。長期入所が予測される児童を入所させ、これへの対応に一定の成果がみられていることも伺われた。しかし、現在の運営体制や要保護年長児童の利用状況については厳しさも指摘されている。

今後の課題は、地域小規模児童養護施設における自立援助に関する内容のさらなる検討を行うことにある。

引用文献

- ・ 高橋利一編著 (2002) 『子どもたちのグループホームー地域小規模児童養護施設の実現にむけて』 筒井書房
- ・ 庄司順一等 (2003) 「グループホームの現状と課題」 (1) 日本子ども家庭総合

研究所紀要第 39 集

- ・ 庄司順一等 (2004) 「グループホームの現状と課題」 (2) 日本子ども家庭総合研究所紀要第 40 集

資料1 自立援助ホーム設立年表（平成18年現在）

	1960	1970	1980	1990	2000	備考
1. 新宿寮（東京都）	1958～					
2. 三宿憩いの家（東京都）	1957～					
3. 清周寮（東京都）		1974～				
A 経堂憩いの家（東京都）			1974～2005			2004年度末で閉鎖
4. 祖師谷憩いの家（東京都）			1982～			
5. 大阪ミカエラの家（大阪府）			1983～			「自立援助ホーム」という名称は用いていない
6. 鳥取フレンド（鳥取県）			1984～			
7. ミカエラホーム（東京都）			1985～			
B 甲斐ホーム（石川県）			1985～2002			98年「石川県自立援助ホーム」と改称
8. あすなろ荘（東京都）			1988～			
9. 慈泉寮（愛知県）			1991～			
10. えんどうホーム（横浜市）			1992～			
11. 島添ホーム（沖縄県）			1992～			
12. 天神ホーム（兵庫県）			1992～			8年ほど前から運営休止状態
C やまびこ（仙台市）		1993～2005（3月）				2004年度末で閉鎖
D もみの木（東京都）		1993～2004				04年閉鎖
13. 東樹（京都府）			1994～			
E 青雲寮（兵庫県）		1994～1995				震災の翌年市補助金打ち切りにより閉鎖
14. 大阪自立援助の家（大阪府）			1996～			2005年1月に閉鎖予定
15. 星の家（栃木県）			1997～			
16. せんだんの家（仙台市）			1998～			
17. 岡田ホーム（高知県）			1998～			
18. 双葉ホーム（北九州市）			1998～			
19. ベアーズホーム（埼玉県）			2001～			
20. デンマーク牧場（静岡県）			2002～			
21. 元気さん（東京都）			2003～			
22. ビアホーム（鳥取県）			2003～			
23. ふじえホーム（神奈川県）			2003～			
24. CapeDiem（埼玉県）			2004～			
25. 人力舎（千葉県）			2004～			
26. ぐんま風の家（群馬県）			2004～			
27. ボ・ドーム（大阪府）			2004～			
28. ふきのとう（大分県）			2004～			
29. ふくろうの家（北海道）					2005～	
30. おうぎ寮（東京都）					2005～	
31. カリヨンとびらの家（東京都）					2005～	
32. あいこう（東京都）					2005～	
33. 丸太の家（長野県）					2005～	
34. 富原寮（鳥取県）					2005～	
35. 芳原ホーム（滋賀県）					2005～	07年11月BiTS-Unitに引継ぎ
36. 倉吉スマイル（鳥取県）					2005～	
37. ほうれん荘（鳥取県）					2005～	
38. ホームそらまめ（大阪府）					2005～	
39. ホームそらまめMITEJIMA（大阪府）					2005～	
40. カリヨンタやけ荘（東京都）					2006～	
41. マナの家（東京都）					2006～	
42. 湘南つばさの家（神奈川県）					2006～	
43. だいさんの家（埼玉県）					2006～	
44. 海北ホーム（防府市）					2006～	